

防府市税務証明事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防府市税条例施行規則（昭和56年防府市規則第29号の3。以下「規則」という。）第17条第2項の規定に基づき、税務証明の能率的運営を図るため、税務証明の範囲、証明の交付始期及び証明請求者並びに手数料の件数区分等を定め、証明事務の統一的取扱いを行い、あわせて納税者の秘密保持に資することを目的とする。

(証明の範囲)

第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の10及び法第382条の3に規定する証明並びに法第22条の規定に抵触しない場合に行う課税台帳、収納簿等に証明根拠がある証明の範囲は、次に掲げる事項とする。

- (1) 納税に関する証明（以下「納税証明」という。）
- (2) 所得・課税に関する証明（以下「所得・課税証明」という。）
- (3) 固定資産課税台帳登録事項に関する証明
- (4) 法人の所在に関する証明（以下「営業証明」という。）

(証明の内容)

第3条 前条に規定する証明の内容は次に掲げる事項とする。

(1) 納税証明

- ア 納付又は納入すべき税額、納付又は納入した税額、未納の税額
- イ アに掲げる税額がないときは、その旨（滞納なし証明関係）
- ウ 滞納処分を受けたことがないときは、その旨
- エ 法第14条の9第1項及び第2項に規定する法定納期限等

(2) 所得・課税証明

- ア 個人の所得金額、給与収入金額、年金収入金額、所得の内訳、所得控除の内訳、課税標準額及び税額等
- イ アに掲げる税額がないときは、その旨
- ウ ただし、要望があれば所得が必要ない旨、証明することができる。

(3) 固定資産課税台帳登録事項に関する証明

ア 公課（税額）の証明

- (ア) 納税義務者の住所、氏名
- (イ) 資産の所在地、登記・課税の地目、種類・構造、地積・床面積
- (ウ) 評価額
- (エ) 固定資産税・都市計画税の課税標準額及び税相当額

イ 評価の証明

- (ア) 納税義務者の住所、氏名
- (イ) 資産の所在地、登記・課税の地目、種類・構造、地積・床面積
- (ウ) 評価額

ウ 登録事項がないときは、その旨

エ その他の登録事項について

(4) 営業証明

ア 届出のあった法人の事務所、事業所等の所在

(証明の交付始期)

第4条 証明の交付始期については、次のとおりとする。

(1) 納税証明

ア 賦課処分（納税通知書の発送）をした日から

(2) 所得・課税証明

ア 普通徴収の市県民税の課税台帳に基づく証明については毎年6月1日から

イ 特別徴収の市県民税の課税台帳に基づく証明については毎年5月15日から

ウ イのうち公的年金等所得に係る所得割額及び均等割額の有る者については毎年6月1日から

エ ア、イ、ウにおいて、法定納期限に変更等があった場合は、納税通知書を発送した日から

(3) 固定資産課税台帳登録事項に関する証明

ア 固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示日から

(4) 営業証明

ア 法人の設立又は設置の届出があった日から

(証明請求者及びその確認)

第5条 請求者の本人確認は、官公署発行の公的身分証明書等の提示により行うものとする。

2 次に掲げる者以外の者からの証明の請求は、受理しないものとする。

(1) 本人(同一世帯の家族)及び法人

ア 請求者が法人の場合は、申請書に代表者印が押印してあること、又は、代表者印を所持していること。ただし、代表者本人が交付請求する場合は、法人台帳で代表者確認ができれば、代表者(本人)自身の公的身分証明書で代表者印に代えることができる。

(2) 委任状を持ってきた者

ア 「不動産登記に関する一切の手続」等で証明願手続を包括的に委任したものと認められる委任状が提示された場合は、その委任状の内容等の確認により委任状の提出にかえることができる。

(3) 納税管理人及び相続人

ア 届出の有無によって確認する。

イ 相続人については、戸籍によって確認する。

(4) 物件の買受人

ア 物件に係る登記簿謄本、権利証書等所有権の移転の確認ができるものの提示を求め確認する。

(5) 破産管財人、清算人等の法定代理人

ア 選任を証する書面又は登記簿謄本の提示を求め確認する。

(6) 訴訟関係者

ア 訴訟を提起するにあたり、訴訟物の価格の算定資料として証明(評価証明書)を求める者は、訴訟委任状、訴状等の提示を求め確認する。

イ 民事執行規則(昭和54年最高裁判所規則第5号)第23条又は第173条の規定により競売を請求する者(公課証明書の添付が必要)は、強制競売申立書及び執行力のある正本又は競売申立書等の提示を求め確認する。

(7) 借地、借家人等の使用又は収益を目的とする権利を有する者(借地人は該当の土地のみ、借家人は該当の土地、家屋について請求できる。)

は、賃貸借契約書等の提示を求め確認する。

(8) 国又は地方公共団体及びこれらの機関が、法令の根拠に基づき相当の
権限を有する職にある者の名をもって請求する者

(手数料)

第6条 手数料の徴収の計算の基礎となる件数、筆数及び無料証明の取扱いに
ついては、次により行うものとする。

(1) 証明の種類及び手数料等

種別		使用する様式	手数料
税 市 関 県 係 民	所得・課税証明	規則第41号の3 様式	1件(1人、世帯の一部 又は1世帯、1年 度) 200円
固 定 資 産 税 関 係	公課(税額)証 明	規則第41号の2 様式	1件(用紙1枚、1年度) 200円
	評価証明	規則第41号の2 様式	1件(用紙1枚、1年度) 200円
	無資産証明	要綱様式1	1件 200円
	専用住宅証明	申請様式による	1件 1,300円
	その他		1件 200円
納 税 関 係	納税証明	規則第41号様式	1件(1人、1年度) 200円
	滞納のないこ との証明	要綱様式3	1件(用紙1枚) 200円
そ の 他	営業証明	要綱様式4	1件(用紙1枚) 200円
	閲覧	土地台帳(地区別)	1件(公簿1冊) 200円
		固定資産課税台帳	1件(1所有者、1年度) 200円
	図面の複写	地籍図等	1件 300円

	その他		1 件 2 0 0 円
--	-----	--	----------------

(2) 無料証明

ア 法令の規定に基づき、市において事務執行の義務を有するもの

(ア) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2の規定により運輸支局又は軽自動車検査協会に提出する軽自動車税の滞納がない旨の証明

イ 公益上必要あるもの

(ア) 国又は地方公共団体の機関が直接その事務に関し必要とする証明

ウ 市長において手数料を納付する資力がないと認めたもの

(ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者の請求に係る証明

（証明書の請求及び交付）

第7条 証明書交付の申請は、証明・閲覧・図面交付申請書によるものとする。

また、証明書は、原則として機械処理又は印字機により数字を表すものとし、必要があるときは複写による控えを置くものとする。

（出張所の取扱い）

第8条 出張所における税務証明事務の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 出張所において、第5条第2項の(1)から(7)に該当する者から証明の請求があった場合は、証明・閲覧・図面交付申請書を課税課へファックス送信し、課税課は証明書をファックスにて返送する。受信した出張所は速やかに交付するものとする。

(2) 出張所は、当該日に交付した証明・閲覧・図面交付申請書を集計し、証明手数料を添えて、出張所便等で速やかに課税課へ送付するものとする。

（コンビニエンスストア等の取扱い）

第9条 第7条の規定にかかわらず、コンビニエンスストア等において、本人であり、かつ、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1

項に規定する利用者証明用電子証明書で失効していないものが記録されているものに限る。)の交付を受けている者から、多機能端末機に当該個人番号カードを用いて、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、請求時において交付できる最新年度の、本人の、所得・課税証明の請求があった場合は、当該証明書を、当該多機能端末機を通じて交付することができるものとする。

(納税証明書発行上の留意点)

第10条 納税者が該当の税額を納付又は納入しながら収納簿に収入の表示がされていない場合は、当該徴収金の領収証書の提示を求めて確認のうえ、証明書の交付をすることができる。ただし、特別徴収に係る個人の市県民税については、個人の納入状況によらず特別徴収義務者が市へ納入した税額をもって納税証明を行うものとする。

第11条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2の規定により運輸支局又は軽自動車検査協会に提出する軽自動車税の滞納がない旨の証明について、納期限後、市で納入状況が確認できない期間中は、前年度までの未納が無いことを確認の上、前年度の納税証明書の有効期限を6月10日（休日にあたる場合は翌営業日）まで延長して発行する。

附 則

この要綱は、昭和54年8月10日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 11 月 17 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。ただし、規則第 41 号様式、規則第 41 号の 3 様式及び要綱様式 2、要綱様式 3 の規定については、平成 27 年 4 月 10 日から実施する。

(固定資産税の証明の経過措置)

- 2 規則第 41 号の 2 様式の規定中平成 26 年度以前の固定資産税の証明に関する部分については、当分の間従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 31 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 4 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

(様式1)

無 資 産 証 明 書

第 号

義務者	住所又は 所 在 地	
	氏名又は 名 称	

上記の者が、 年（1月1日）現在の固定資産課税台帳（土地・家屋・償却）に義務者として登録されていないことを証明します。（ただし、共有資産は除きます。）

年 月 日

(様式2) 削除

(様式3)

納 税 証 明 書

		第 号
納税義務者	住所（所在）	
	氏名（名称）	

市税について滞納はありません。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(様式4)

第 号

営 業 証 明 書

所 在 地	
名 称	
備 考	

上記のとおり台帳に登録されていることを証明します。

年 月 日